

# 令和 8 年度 蓮田市プレミアム付商品券加盟店募集のご案内

**加盟店の登録** ※複数店舗で営業の場合でも店舗ごとにお申し込みください（登録は蓮田市内の店舗に限ります）

**登録申込期間** 令和 8 年 3 月 5 日（木）～ 令和 8 年 11 月 30 日（月）

**申込方法** FAX・メールまたは商工会窓口（登録申込書兼誓約書・登録口座申請書を提出）

## 事業概要

- 商品券名 蓮田市プレミアム付商品券
- 発行団体 蓮田市商工会
- 発行総額 3 億 9 千万円  
発行する商品券 1 冊 13,000 円（共通券 1,000 円を 10 枚、専用券 1,000 円を 3 枚）  
計 13 枚綴りの商品券を 10,000 円で販売します ※専用券は売場面積が 1,000m<sup>2</sup> 以下の店舗で使用
- 商品券利用可能期間 令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 12 月 31 日（木）
- 購入申込受付期間 令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 8 年 5 月 28 日（木）
- 発行冊数 30,000 冊
- 購入対象者 蓮田市内在住者
- 購入限度額 一人あたり 2 冊（20,000 円で 26,000 円分購入可能）
- 使用金額単位 商品券記載額面以下の会計での利用の場合は、おつりが出ません
- 加盟店登録料 無料
- 換金方法 指定金融機関（埼玉りそな銀行蓮田支店、武蔵野銀行蓮田支店、東和銀行蓮田支店 埼玉縣信用金庫蓮田支店）にて換金手続後に指定口座に振込 ※月 2 回（15 日・末日）を予定
- 換金手数料 換金額の 3% ※蓮田市商工会会員事業所は無料
- 商品券換金期限 令和 9 年 1 月 15 日（金）までに依頼があった換金分

## その他のご案内

- 加盟店には取扱資料及び必要な資材を、各参加店舗に配送いたします。
- 対象外事業者 ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する営業を行う事業者  
②業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者

**お問い合わせ** 蓮田市商工会 プレミアム付商品券事務局

（受付期間/時間） 令和 8 年 3 月 5 日（木）～ 令和 9 年 1 月 15 日（金） 9:30～17:00  
土・日・祝日を除く

TEL 048-796-8166 FAX 048-769-1662 Email info@web-hasuda.or.jp

## 蓮田市プレミアム付商品券加盟店登録申込書兼誓約書

蓮田市プレミアム付商品券に係る加盟店として、登録申請をいたします。  
なお、本事業の参加にあたっては、下記誓約事項に同意のうえ申請いたします。

必要事項

申請日 令和8年 月 日

蓮田市商工会加入	<input type="checkbox"/> 加入済み ・ <input type="checkbox"/> 未加入			該当するものに☑してください。
加盟店の所在地	〒349- 蓮田市			
加盟店の名称	フリガナ			
	店舗名:			
	フリガナ			
	運営会社名:			
フリガナ		TEL		
加盟店の担当者		FAX		
		メールアドレス		
業態の確認	<input type="checkbox"/> 店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> それ以外の店舗			該当するものに☑してください。
業種 該当する番号を ○で囲んでください	1.スーパー 2.コンビニ 3.100円・ディスカウントショップ 4.飲食料品店 5.衣料・身の回り品取扱店 6.雑貨店 7.家電販売店 8.ホームセンター 9.メガネ・コンタクトレンズ・補聴器 10.ドラッグストア・調剤薬局 11.運輸 12.旅行 13.おもちゃ・ベビー用品 14.飲食店 15.クリーニング・コインランドリー 16.理容・美容店 17.リフォーム業 18.自転車販売 19.その他小売業 20.その他サービス業 21.医療機関等 22.書籍文房具小売店 23.ガソリンスタンド 24.その他業種( )			
主な取扱品	※事業の内容を簡潔に具体的にご記入下さい(20字以内でご記入ください)			

※ご記入いただいた個人情報ならびに企業情報は本事業の目的以外に使用しません。 ※FAX 番号はお間違えなきようご注意ください。

※令和8年4月17日(金)正午までにお申込みいただいた店舗は、商品券申込時に配布する加盟店一覧チラシに掲載いたします。なお、記載いただいた店舗情報が加盟店一覧へ印刷されますので、お間違いございませんようご注意ください。それ以降のお申込みは、随時 WEB で更新します。

## 誓約事項

## ■ 加盟店の責務

- ・特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

## ■ 加盟店資格の喪失

蓮田市プレミアム付商品券事務局は、上記に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、加盟店の登録取り消し及び損害金の申し受け等ができること。

## ■ 換金についての注意事項

蓮田市プレミアム付商品券は換金期間を過ぎると、換金対応ができないこと。